

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

法令名	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	根拠条項	資料番号	20	担当課	健康増進課
			19-9	不利益処分の種類	指定病院の指定の取消し	
<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和25年5月1日 法律第123号)</p> <p>第19条の8 都道府県知事は、国及び都道府県以外の者が設置した精神病院であって厚生大臣の定める基準に適合するものの全部又は一部を、その設置者の同意を得て、都道府県が設置する精神病院に代わる施設(以下「指定病院」という。)として指定することができる。</p> <p>第19条の9 都道府県知事は、指定病院が、前条の基準に適合しなくなったとき、又はその運営方法がその目的遂行のために不相当であると認めるときは、その指定を取り消すことができる。</p> <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条の8の規定に基づき、厚生大臣の定める指定病院の基準を定める件 (平成8年3月21日 厚生省告示第90号)</p> <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「法」という。)第19条の8の規定に基づき、厚生大臣の定める指定病院の基準を次のように定め、平成8年4月1日から適用する。ただし、地域(医療法(昭和23年法律第205号)第30条の3第2項第1号の区域をいう。)において次の基準に適合する複数の精神病院がない場合に合っては、法第29条第1項の規定により入院する者(以下「措置入院者」という。)に対する医療及び保護のために指定する必要があると認められる精神病院については、第1号の基準を適用しないことができるものとし、平成8年3月31日において現に指定病院の指定を受けている精神病院については、平成11年3月31日まで、同号の基準を適用しないことができる。</p> <p>1 次に掲げる人員を有し、かつ、都道府県知事又は指定都市の市長の求めに応じて措置入院者を入院させて適切な治療を行える診療応需の体制を整えていること。</p> <p>(1) 医師の数が、入院患者の数を3、外来患者の数を2.5をもって除した数との和が52までは3とし、それ以上16又はその端数を増すごとに1を加えた数以上であること。</p> <p>(2) 意志のうち2名以上は、常時勤務する法第18条第1項の規定により指定された精神保健指定医であること。</p> <p>(3) 看護婦及び准看護婦の数が、入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1及び外来患者の数が30又はその端数を増すごとに1以上であること。</p> <p>2 精神病床の数が100床以上であること。ただし、地域における措置入院者に対する医療及び保護のための体制、当該病院の管理運営の状況等を勘案し指定する必要があると認められる病院であって50床以上の精神病床を有するものについては、この限りでない。</p> <p>3 措置入院者の医療及び保護を行うにつき必要な設備を有していること。</p>						